

平成 21 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 タ カ ラ ト ミ ー
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 富 山 幹 太 郎
(コード番号 7867 東証第 1 部)
問 い 合 せ 先 執 行 役 員 管 理 本 部 長 田 島 省 二
T E L 03-5654-1548

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 24 日開催予定の第 58 回定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ①今後の事業展開に備えるため、現行定款第 2 条（目的）に事業目的を追加するものです。
- ②「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行（いわゆる株券電子化）されたことから、当社定款のうち不要となる株券、実質株主、実質株主名簿等に関する規定の削除や、条数の繰上げなど所要の変更を行うものです。
また、株券電子化後も株券喪失登録は 1 年間有効に存続するため、これに関する附則を新設いたします。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 24 日
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 24 日

以 上

(別 紙)

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(2) (条文省略)</p> <p>(3) スポーツ用品、衣料用繊維製品、装身具および時計の企画、製品ならびに販売</p> <p>(4)～(5) (条文省略)</p> <p>(6) 調理用品の企画、製造ならびに販売</p> <p>(7) (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(8)～(21) (条文省略)</p> <p>(22) イベントの企画、立案および運営</p> <p>(23) (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(24)～(40) (条文省略)</p> <p>第3条～第6条 (条文省略)</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p><u>2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。</u></p> <p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。(各号省略)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p>(3) スポーツ用品、衣料用繊維製品、<u>衣料雑貨品、装身具、貴金属品、鞆</u>および時計の企画、製造ならびに販売</p> <p>(4)～(5) (現行どおり)</p> <p>(6) <u>食器</u>、調理用品の企画、製造ならびに販売</p> <p>(7) (現行どおり)</p> <p><u>(8) 国内および海外の録音・録画物制作会社との原版供給契約による国内および海外へ販売</u></p> <p>(9)～(22) (現行どおり)</p> <p><u>(23) 映画・音楽録音物・演芸その他各種イベント・イラストデザイン</u>の企画制作、運営、興行ならびにその販売</p> <p>(24) (現行どおり)</p> <p><u>(25) インターネットおよび携帯電話等を用いた音楽、映像、文書等の各種コンテンツサービスの提供および配信事業</u></p> <p>(26)～(42) (現行どおり)</p> <p>第3条～第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(各号現行どおり)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿<u>および新株予</u></p>

<p>ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを扱わない。</p> <p>第 13 条～第 44 条（条文省略） （新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを扱わない。</p> <p>第 12 条～第 43 条（現行どおり）</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 <u>当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>
---	--

以 上